

第 号
年 月 日

様

野田市長 印

中止等命令書

次のとおり野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第16条の2第2項の規定に違反したので、同条例第16条の3第1項の規定により、現に行っている資源物の収集又は運搬を中止すること及び同条例第16条の2第1項に規定する資源回收集積所に排出された資源物の収集又は運搬をしてはならないことを命令します。

なお、この命令に違反したときは、同条例第16条の4第1項の規定によりその旨を公表し、又は同条例第31条の規定により30万円以下の罰金に処せられることがあります。

日 時	年 月 日 時 分頃
場 所	
違反の内容	現に資源物（ ）を上記場所より（収集 運搬）している。

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。